

(仮) 川崎市地域エネルギー会社  
事業パートナー募集要項

令和4年6月

川崎市

1	趣旨と目的	1
(1)	本事業の趣旨と目的	1
(2)	地域エネルギー事業の目指す姿	2
(3)	地域エネルギー会社の事業（小売電気事業等）スキームイメージ	2
2	事業パートナーに求める実施事項	2
3	事業パートナーが担う業務・必要な能力・能力の確認方法	3
(1)	事業パートナーが担う業務	3
(2)	業務遂行にあたり必要な能力	4
(3)	能力の確認方法	5
4	公募に関する条件等	5
(1)	応募者の構成と定義	5
(2)	応募者の欠格要件	6
(3)	需給管理・調整業務を担う応募者に関する参加資格要件	7
(4)	応募書類提出後の参加資格の取消しについて	8
(5)	構成企業等の変更	8
5	提案に関する条件	8
(1)	地域エネルギー会社の設立	8
(2)	設立形態	8
(3)	登記先	8
(4)	資本金・資本構成	8
(5)	資金調達	9
(6)	電力の調達	9
(7)	再エネ電源の開発	9
(8)	電力の供給	9
(9)	事業実施体制	9
(10)	事業者独自の提案	10
(11)	利益活用の方針	10
(12)	地域エネルギー会社設立における市と事業パートナーの責任分担	10
(13)	地域エネルギー会社設立が不調となった場合の処理	10
(14)	その他、提案にあたり留意すべき事項	10
6	市の協力事項	11
(1)	電力供給	11
(2)	電源調達	11
(3)	容量市場への対応	11
(4)	市域の脱炭素化に資する取組	11
7	事業パートナーの公募及び選定に関する事項	11
(1)	公募及び選定方法	11
(2)	公募及び選定スケジュール	11
8	応募手続き	12
(1)	募集要項の公表	12
(2)	募集要項等への質問の受付及び質問回答	12
(3)	参加資格確認申請書類の受付	12
(4)	参加資格確認結果の通知	13
(5)	提案書の受付	13
(6)	応募辞退に関する提出書類	13
(7)	提案内容に関わるプレゼンテーションの実施	14

(8)	応募にあたっての留意事項.....	14
9	優先交渉権者の決定.....	15
(1)	優先交渉権者及び次点交渉権者の決定.....	15
(2)	優先交渉権者等の通知・公表.....	15
(3)	次点交渉権者との協議.....	15
(4)	優先交渉権者を選定しない場合.....	15
10	応募手続きに関する問い合わせ先.....	15
11	参考資料.....	15
12	提案書への記載内容.....	16

## 1 趣旨と目的

---

### (1) 本事業の趣旨と目的

川崎市（以下「市」という。）では、令和2(2020)年に2050年のCO<sub>2</sub>排出実質ゼロを表明し、同年11月に脱炭素戦略「かわさきゼロカーボンチャレンジ2050」（以下「脱炭素戦略」という。）を策定した。また、令和4(2022)年に改定した「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」（以下「基本計画」という。）では、脱炭素戦略で掲げた数値目標をもとに、市域全体の温室効果ガス排出量を令和12(2030)年度までに2013年度比で50%削減する等の目標を設定している。

脱炭素社会の実現には、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の利用拡大を図ることが不可欠であり、基本計画では市域の再エネ導入目標を令和12(2030)年度に33万kWと設定している。33万kWの導入目標達成に向けては、令和元年(2019)年度実績20万kWに対し、新たに13万kWの導入が必要となるため、加速度的な再エネ電源の導入と市域での再エネ利用の拡大が重要となる。

市は、廃棄物発電所の機能も有する、処理センター（ごみ焼却処理施設）を保有しており、同センターは市域で活用できる貴重な再エネ電源である。令和5(2023)年度には、他の処理センターよりも発電効率の高い橘処理センター（現在建設中）の竣工に伴い、発電量の飛躍的な増加が見込まれ、同センターで発電される再エネの有効活用が期待できる。

上記を踏まえ、「地域エネルギー会社の設立」は、温室効果ガスの削減と再エネの導入目標値の達成に向け、本市の廃棄物発電の余剰電力および市域内外の再エネ電力を、公共施設や市内民間施設へ供給し、再エネの地産地消及び市域の温室効果ガス排出量の削減を図るとともに、太陽光発電のPPA等による再エネ電源開発や、エネルギーマネジメント技術を活用した取組等も推進し、市民、事業者、金融機関等の多様なステークホルダーが参加できる地域エネルギープラットフォームを構築することを目的としている。

これまでの検討を通して、地域エネルギー会社の事業運営には、小売電気事業や再エネ電源開発等に関する電力事業の専門的な知識とシステム・ノウハウ・経験や、外部環境変化（制度設計、技術革新等）に対応した企画立案能力、経営能力など様々な能力が必要となる。

そこで、これらの能力を有するとともに、市との共同出資により（仮）川崎市地域エネルギー会社<sup>1</sup>（以下「地域エネルギー会社」という。）を設立し、小売電気事業等の実施及び市域再エネ導入・利活用事業を共に検討・企画する企業（以下「事業パートナー」という。）を、公募型プロポーザル方式によって選定することとした。

なお、市は、本募集要項に示す条件等を踏まえ、事業者自らの創意工夫を活かした提案を求めており、選定された事業パートナーの提案内容については、今後策定する地域エネルギー会社の事業計画等の基礎資料とすることを想定している。また、市は上記目的のために、提案内容について協議を求める場合がある。

---

<sup>1</sup> 一般的に、地域新電力とは小売電気事業のみを行う会社を指すことが多い。一方、本事業は小売電気事業のみならず、自己託送や取次など他の電力供給スキームの活用も想定しており、また、将来的には太陽光発電を始めとした再エネ電源の開発やVPP・DR等エネルギーマネジメントの取組なども視野に入れているため、地域新電力ではなく地域エネルギー会社と表記している。

## (2) 地域エネルギー事業の目指す姿

市域の温室効果ガス削減に資するため、市の廃棄物発電を含め市域内外の再エネ電力を調達し、供給するとともに、市民、事業者、金融機関等の多様なステークホルダーが参画できる地域エネルギープラットフォームとなることを目指す。

具体的には、まずは市の廃棄物発電施設及び市域内外の再エネ電源から電力を調達し、主要な公共施設や民間施設に供給することで、市域の脱炭素化を推進する。

その後、市域内外の再エネ電力の調達量を増やし、全公共施設および民間施設、市民へ供給するなど電源・需要家を拡大し、市の脱炭素化をより一層推進するほか、事業収益等も活用し太陽光発電等市内の再エネ電源の開発や、VPP・DR等のエネルギーマネジメントの取組を進め、需要と供給の両面から脱炭素化に向けた施策を展開していく。

## (3) 地域エネルギー会社の事業（小売電気事業等）スキームイメージ

事業（小売電気事業等）のスキームは下図のようなイメージを想定しているが、電力供給の形態に応じて本スキームは柔軟に変わることも想定される。

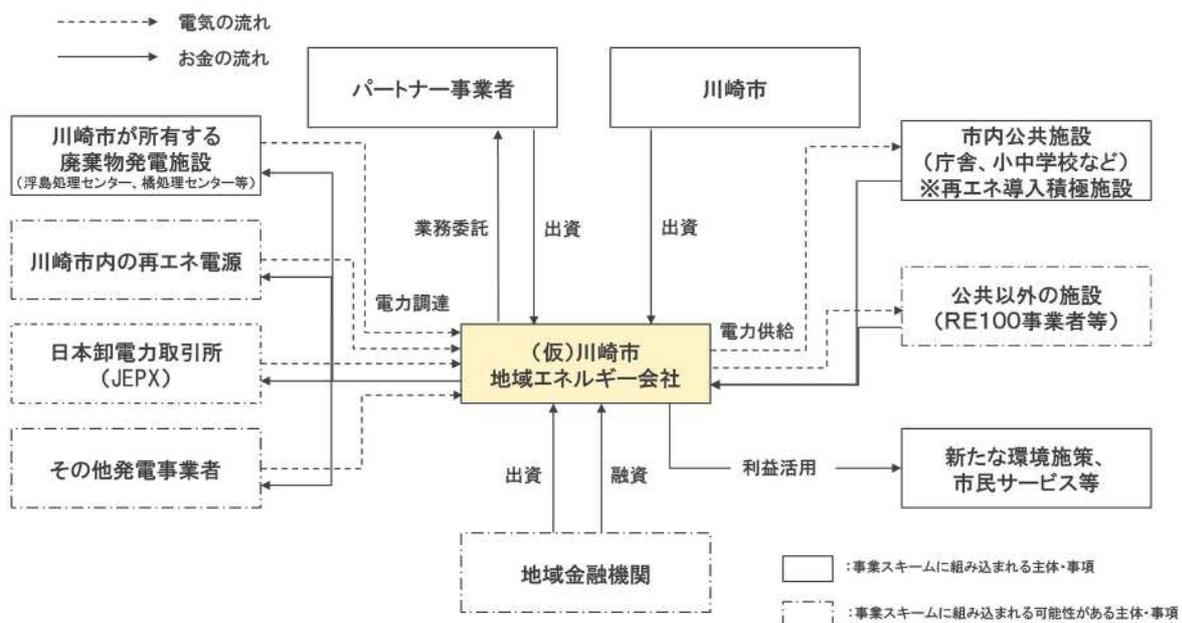


図 1 地域エネルギー会社の事業（小売電気事業等）スキームのイメージ

## 2 事業パートナーに求める実施事項

- ア 法人設立（定款の作成、創立総会の開催、設立登記等）
- イ 小売電気事業の登録（関係機関への申請書の作成、ヒアリング対応等）
- ウ 日本卸電力取引所（略称：JEPX）<sup>2</sup>への会員登録業務（提案内容によって、必要に応じて実施すること）
- エ 地域エネルギー会社の運営に関する各種対応

<sup>2</sup> 日本卸電力取引所とは、登録会員のみが取引に参加可能で、現物の電気（kWh）の売買を行なう市場のこと。

### 3 事業パートナーが担う業務・必要な能力・能力の確認方法

#### (1) 事業パートナーが担う業務

事業パートナーと市が共同で設立する地域エネルギー会社の経営は柔軟で機動性の高いものとする。そのため、地域エネルギー事業に関して必要な業務は、事業パートナーが中心となって実施することを想定しており、事業パートナーにはこれらの業務を担うことを求める。（表 1参照。）

なお、「ア 経営戦略の策定・管理」及び「イ 営業」については、市と共同で行うものとする。

表 1 事業パートナーが担う業務

項	大項目	小項目
ア	経営戦略の策定・管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の電力需給動向を踏まえたマーケティング戦略の立案</li> <li>事業計画の策定・管理 等</li> </ul>
イ	営業	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約約款の作成</li> <li>料金メニューの開発</li> <li>需要家への営業</li> <li>電源調達のための営業</li> <li>契約締結業務 等</li> </ul>
ウ	需給管理・調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>電力需要予測にあわせた電源確保</li> <li>JEPX、ベースロード市場<sup>※1</sup>等からの電源調達 等</li> </ul> <p>※ 需給管理・調整業務は、「4 公募に関する条件等 (3) 需給管理・調整業務を担う応募者に関する参加資格要件」に準ずる</p> <p>※ 当面、需給管理・調整業務は事業パートナーへの委託を想定し、将来的な運用は今後判断していく</p>
エ	財務	<ul style="list-style-type: none"> <li>資金の調達・管理</li> <li>財務戦略の立案・実行・管理 等</li> </ul>
オ	経理	<ul style="list-style-type: none"> <li>託送料金の支払<sup>※2</sup></li> <li>電源調達費の支払</li> <li>インバランス料金の支払<sup>※3</sup></li> <li>容量拠出金の支払</li> <li>委託費（バランスンググループ<sup>※4</sup>代表企業への支払含む）の支払</li> <li>請求書の発行</li> <li>未収金管理 等</li> </ul>
カ	顧客管理・対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>顧客情報管理</li> <li>問い合わせ窓口</li> <li>各種案内送付 等</li> </ul>
キ	法制度に基づく計画・報告作成	
ク	総務・広報・会計	<ul style="list-style-type: none"> <li>取締役会・株主総会業務</li> <li>広報・メディア関係業務</li> <li>決算書作成・法人税等計算申告 等</li> </ul>
ケ	その他地域エネルギー事業遂行に必要な業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>市域の再生可能エネルギーの普及拡大等事業利益を活用する企画の立案</li> <li>太陽光PPAモデルの実施</li> </ul>

項	大項目	小項目
		• エネルギーマネジメントの取組の実施 等
【備考】		
※	1_石炭火力や大型水力などといったベースロード電源の電気供出を制度的に求め、新電力事業者が年間固定価格で購入可能とする市場であり、2019年7月に開設された。	
※	2_託送料金とは、小売電気事業者が需要家に対して調達した電力を送る際に、送配電事業者の配電設備を通じて電気を運ぶための料金のこと。	
※	3_インバランス料金とは、小売電気事業者または発電事業者が計画値同時同量を達成できず、供給する電力の過不足が発生した場合、その調整のための対価として支払う料金のこと。	
※	4_バランシンググループ（代表契約者制度）とは、発電事業者または小売電気事業者が自らの電力調達・需給管理業務の一部をバランシンググループの代表契約者に対して委託を行い、インバランス料金による経済負担を減らすことを目的とした仕組みのこと。	

## (2) 業務遂行にあたり必要な能力

「市域の再生可能エネルギー等利用拡大に向けた廃棄物発電有効活用計画」に記載されているとおり、本事業の推進には再エネ電源の調達・開発等の能力も不可欠となる。そのため、表 1に記載した基本的な業務を実施していくことに加え、事業パートナーには以下に定める再エネ等に関する能力を有することも求める。（表 2参照。）

表 2 業務遂行にあたり求められる能力

項	大項目	小項目
ア	会社を設立及び運営する能力	• 経営戦略の策定・管理、営業、財務、経理、顧客管理、総務・広報・会計などの会社運営に必要な基本業務を現実性を以て遂行できる 等
イ	電力事業を遂行する能力	• 小売電気事業の実施実績を有する 等
ウ	需給管理・調整をする能力	• 需給管理を行った実績やノウハウを有する 等
エ	再エネ電力等を調達する能力	• 本事業の目的達成に必要な再エネ電力 <sup>※1</sup> （2030年までに市域内外から200GWh/年以上）を自社で保有及び供給可能、あるいは、再エネ電力を自社で保有していないが、相対での調達目途が立っている 等。
オ	再エネ電力を自ら開発する能力	• 太陽光発電のPPAモデルに関する実施実績やノウハウを有する 等
カ	エネルギーマネジメントの取組を実行する能力	• エネルギーマネジメントの取組に関するノウハウや技術を有する 等
キ	市と連携した施策を展開する能力	• 市が掲げる2050年の脱炭素社会の達成に向け、市のエネルギー施策と連動する事業活動（市民を巻き込む取組や、エネルギープラットフォームに資する取組など）が実施できる
【備考】		
※	1_再エネ電力には、FIT電源及び化石電源に非化石証書等を付与した調整後排出係数がゼロである電力（CO <sub>2</sub> フリー電力）も含むものとする。ただし、CO <sub>2</sub> フリー電力よりも、調整前排出係数がゼロである再エネ電力をより高く評価することとする。	

### (3) 能力の確認方法

表 2に記載した能力の確認は、資格審査（第一次審査）及び提案審査（第二次審査）を通して行う。（表 3参照。）

表 3 能力の確認時期及び方法

項	能力（大項目）	確認時期	確認方法
ア	会社を設立及び運営する能力	提案審査 （第二次審査）	• 提案内容及びプレゼンテーションの内容から判断する
イ	電力事業を遂行する能力	資格審査 （第一次審査）	• 表 4に記載している情報を以て判断する
ウ	需給管理・調整をする能力		• 表 8に記載している情報を以て判断する
エ	再エネ電力等を調達する能力	提案審査 （第二次審査）	• 提案内容及びプレゼンテーションの内容から判断する
オ	再エネ電力を自ら開発する能力		
カ	エネルギーマネジメントの取組 を実行する能力		
キ	市と連携した施策を展開する能力		

## 4 公募に関する条件等

### (1) 応募者の構成と定義

#### ア 事業パートナーの定義等

事業パートナーとは、「市との共同出資により地域エネルギー会社を設立し、電力供給の実施や再生可能エネルギーの普及拡大に向けた施策を共に検討・実施する企業」をいう。

#### イ 構成企業・協力企業・代表企業

応募者は、表 2 業務遂行にあたり求められる能力を備えた企業または複数の企業により構成されるコンソーシアムとする。

複数の企業により構成されるコンソーシアムで応募する場合、出資を行いかつ地域エネルギー会社から業務の一部を受託又は請け負う企業（以下「構成企業」という。）と、出資を行わず地域エネルギー会社から業務の一部を受託又は請け負う企業（以下、「協力企業」という。）から構成されるものとする。

また、構成企業から代表の企業（以下「代表企業」という。）を定め、その代表企業が応募手続を行うこととする。

#### ウ 複数企業によるコンソーシアムの留意事項

それぞれの企業において、3（2）の「業務遂行にあたり必要な能力」の全てを満たす必要はなく、コンソーシアム全体として全てを満たすことで足りるが、本事業の中心である電力供給に関する事業については、代表企業もしくは構成企

業が担うこととする。

また、参加資格確認申請書類等の提出時には、応募者の構成企業について明らかにすること。協力企業がいる場合にも同様とする。

#### エ 応募者に求める能力の明示

参加資格確認申請書類や提案書等の提出時には、応募者が保有する能力について、以下の書類の提出によって明らかにすること。

表 4 応募者に求める能力を明示するために必要な提出書類

項	必要な提出書類
1	経済産業省が定める小売電気事業者であることを証する書類
2	電力販売実績が確認できる書類（有価証券報告書、四半期報告書などの決算説明資料等）
3	保有する再エネ電源情報や再エネ電力調達実績、太陽光発電のPPA実施実績
4	事業リスクへの対応能力を示す資料（直近3年分の財務諸表等）

なお、上記書類はコンソーシアム全体として全て提出がなされることで足りる。

#### オ 複数応募の禁止

応募者または応募者と資本面もしくは人事面において密接な関連のある者は、他のコンソーシアムの構成員となることはできない。「資本面において密接な関連がある者」とは、議決権総数の過半数を有し、またはその出資の総額の100分の50超を出資している者をいい、「人事面において密接な関連がある者」とは、当該企業の取締役役員を兼ねている者をいう。

また、応募者の協力企業が他の応募者の構成企業又は協力企業として本公募に参加することはできない。

なお、市と事業パートナーとの合弁契約締結後、選定されなかった応募者が、事業パートナーの協力企業となることは可能とする。ただし、協力企業を追加する場合には市の承諾を得ること。

#### カ その他

優先交渉権者となった事業パートナーは、ただちに市と協議を行い、「（仮）川崎市地域エネルギー会社の共同設立に関する協定書」（以下「基本協定」という。）を締結することとし、基本協定締結後、速やかに地域エネルギー会社設立に向けた合弁契約締結協議を行うものとする。なお、協議に際しては、必要に応じて市の指定する弁護士が参加する。

#### (2) 応募者の欠格要件

応募書類提出時において、次に該当する者は、応募者（構成企業または協力企業を含む）になることはできないものとする。（表 5参照。）

表 5 欠格要件

項	要件	確認方法
(ア)	地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者	応募者の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）を求める
(イ)	川崎市暴力団排除条例第2条(1)(2)(3)(5)に該当する者	本公募への誓約書の提出を求める
(ウ)	会社更生法、民事再生法に基づき更生または再生手続きをしている者	
(エ)	最近一年間の法人税、事業税、消費税または地方税を滞納している者	納税証明書の提出を求める
(オ)	宗教活動や政治活動を目的とする者	本公募への誓約書の提出を求める
(カ)	民間金融機関及び公的金融機関	
(キ)	市が本公募に関わるアドバイザー業務を委託している者、または関連業務を受託した者、または当該アドバイザー業務において提携関係にある者、またはこれらの者と資本面もしくは人事面において密接な関係がある者。なお、本公募に係る市のアドバイザー業務を受託した者は次のとおり ・株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所	
(ク)	民間活用推進委員会地域エネルギー会社設立に関する民間事業者選定部会の委員選任から選定までの間において、選定部会の委員と資金面又は人事面において密接な関係がある者	
(ケ)	他、国等で定める法令に違反するなどにより指名停止を受けている者	

上記要件を確認するため、応募者は以下の書類を提出すること。（表 6 参照。）

表 6 共通参加要件に係る提出書類

項	提出書類	備考
1	登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	原本のコピーの提出も可
2	誓約書	「様式集2-1～3-11_提出書類」を参照
3	納税証明書	原本のコピーの提出も可

(3) 需給管理・調整業務を担う応募者に関する参加資格要件

応募者（構成企業及び協力企業を含む）のうち、需給管理・調整業務を担う者は、経済産業省に登録されている小売電気事業者である者のうち、次のア及びイ、のいずれかに該当する会社法上の法人、特定非営利活動促進法上の特定非営利活動法人（NPO法人）とする。

表 7 需給管理・調整業務を担う応募者に関する参加資格要件

項	要件
(ア)	需給管理・調整業務実績を有する者（複数企業で応募する場合は1社以上）
(イ)	日本卸電力取引所（JEPX）での取引実績を有する者

上記参加資格要件を確認するため、応募者は表 8 の書類を提出すること。なお、応募者の子会社が需給管理・調整業務を担う場合、同社は協力企業としてコンソーシアムに参加する必要がある。

表 8 参加資格要件に係る提出書類

項	提出書類	備考
1	日本卸電力取引所（JEPX）の会員証書 並びに取引実績	-
2	需給管理・調整業務実績を証する書類	他社との需給管理・調整業務の請負契約書や需給管理システムの調達契約書、運用実績等※1
【備考】		
※ 1_機密情報と判断される情報は、各自で保護すること。		

(4) 応募書類提出後の参加資格の取消しについて

応募書類の提出後、応募者が優先交渉権者決定までの期間に、4 公募に関する条件等 (1) から (3) で定める資格要件を欠くような事態が生じた場合、市は応募者の参加資格を取り消すこととする。

ただし、市がやむを得ないと判断した場合は、この限りではない。

(5) 構成企業等の変更

参加資格確認申請書類の提出後は、応募者の変更又は追加は原則認めない。

## 5 提案に関する条件

次に示す条件を遵守することに同意の上、公募に対する提案をすること。

(1) 地域エネルギー会社の設立

ア 応募者は市と共同出資することで市内において、新たに地域エネルギー会社を立ち上げる事業パートナーとなること。

イ 事業パートナーは、令和5（2023）年10月を目途に地域エネルギー会社を設立し、令和6（2024）年4月からの電力供給を開始できるよう小売電気事業者の登録申請をはじめとする諸手続きを完了させること。

(2) 設立形態

ア 立ち上げる地域エネルギー会社の事業形態は会社法上の株式会社とすること。

イ 定款には、会社法第107条第2項第1号に基づく株式の譲渡制限に関する定めを記入すること。

ウ 取締役会及び監査役を設置すること。

(3) 登記先

地域エネルギー会社の本店を神奈川県川崎市内に設置し、設立登記を行うこと。  
また、地域エネルギー会社の名称は、別途市と協議すること。

(4) 資本金・資本構成

地域エネルギー会社設立時における資本金は1億円とすること。

また、現時点において市の出資比率は51%、市が指定する地域金融機関の出資比率は複数行で10～15%程度を予定しているため、事業パートナーは市及び地域金融機関を除く出資者の出資比率が34～39%となるよう出資すること。

なお、出資する金融機関の数により出資比率が変更となるため、事業パートナー

決定後に事業者側で出資比率を調整すること。

(5) 資金調達

提案時において、借入金の調達金利に関する前提は短期プライムレートとし、平成21年1月13日以降の最頻値（＝年率1.475%）として統一すること。

(6) 電力の調達

地域エネルギー会社設立後、令和6(2024)年4月を目途に、浮島、王禅寺、橘処理センターの廃棄物発電及び市域内外からの再エネ電力を調達する。

廃棄物発電の価格設定については、「11参考資料」によるものとする。

なお、浮島、王禅寺、橘処理センターのうち、橘処理センターの系統接続はノンファーム型接続が予定されており、最大出力に対して年間平均約1%程度の出力抑制が想定されることから、適切な電源構成で安定的な電力調達を目指すこと。

また、活用を想定している電源が容量市場で落札した場合は、資源エネルギー庁「容量市場にかかる既存契約見直し指針」に準じて、地域エネルギー会社と既存契約に関する協議を行う。

なお、電力の調達先については、本市が所有する廃棄物発電施設、市内外の再エネ電源、JEPX等を想定しているが、事業リスク回避の観点から、JEPXからの調達は電力需給変動による可不足分の補填等最低限（10%程度）の活用に留めることとする。

(7) 再エネ電源の開発

市は、地域金融機関等と連携しながら市内の中小民間施設を中心に太陽光発電の第三者保有モデルを導入する目標を計画しており、地域エネルギー会社が同業務を実施することを想定している。

その他、応募者独自による再エネ電源開発の提案も可能とする。

(8) 電力の供給

地域エネルギー会社設立後、令和6(2024)年4月を目途に、「11参考資料」に示す主要な公共施設に電力供給するとともに、順次、民間施設への電力供給も実施する。

その他の公共施設の切り替えは、2030年までに完了すること。

(9) 事業実施体制

地域エネルギー会社の運営は、事業パートナーが中心となって行うことを想定しているが、経営戦略の策定や営業業務のほか、市との十分な連携を図る必要があることから、市職員の出向は1~2名（地域エネルギー会社が給与負担）の予定とし、従業員を見込むものとする（最終的な市職員の出向人数については、市との協議により決定する）。

市からの出向者の人件費は2名とし、10百万円/人<sup>3</sup>で見込むものとする。出向した市職員の業務例は、経営戦略の策定・管理業務（市側との連絡調整や企画立案等の補助）、営業業務（市有施設間での電力売買契約）等が挙げられる。

また、市の方針・施策事業等を踏まえ、日常的に市と連携・調整を図りなが

<sup>3</sup> 費用には社会保険料や福利厚生費用を含む。

ら、効率的に会社運営を行うことができる業務実施・管理体制を整備すること。  
なお、地域エネルギー会社の代表取締役については、パートナー事業者側で選定することも視野に入れているが、最終的には関係者間で協議の上決定する。

#### (10) 事業者独自の提案

基本計画等の趣旨を踏まえ、2050年の脱炭素社会の実現に向けた多様な主体と連携して地域エネルギープラットフォームの機能を強化するような取組や、市民を巻き込むような応募者独自の提案を行うこと。

#### (11) 利益活用の方針

本事業で得た利益については、昨今の電力市場をとりまく事業リスクを踏まえ、適切に内部留保を保持するなど、まずは経営の安定を図ることを前提とする。

経営の安定基盤が構築できる範囲内において、基本計画等の趣旨を踏まえ、市域の脱炭素化（再エネ電源の導入・市域での再エネ利用の拡大）に資する取組に活用すること。

そのため、事業開始から一定の期間は株主への配当を行えないことを想定している。一定期間経過後の配当については、今後検討及び協議の上決定する。

#### (12) 地域エネルギー会社設立における市と事業パートナーの責任分担

##### ア 基本的考え方

市と事業パートナーの役割・責任分担の考え方は、原則として、地域エネルギー会社設立に関する事務手続きや法的に必要な手続きを含め、一切の業務は事業パートナーが実施するものとする。一方、出資比率に応じた資本金の供出など、市が担うべき業務については市が実施する。

##### イ 予想されるリスクと責任分担

市と事業パートナーの責任分担は、「市域の再生可能エネルギー等利用拡大に向けた廃棄物発電有効活用計画」及び募集要項等を踏まえた応募者による提案書等によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で、提案を行うこと。

なお、総務省「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」に基づき市は出資を除き、債務に関する損失補償や貸付等の財政的支出は原則行わない。

#### (13) 地域エネルギー会社設立が不調となった場合の処理

市及び事業パートナーのいずれの責めにも帰すべからざる理由によって、地域エネルギー会社設立が不調となったときには、市と事業パートナーは、その準備に関して既に支出した費用は各自の負担とする。

#### (14) その他、提案にあたり留意すべき事項

提案にあたっては、国が示す電力取引や電力の小売営業に関する指針等を踏まえるとともに、会社法など、地域エネルギー会社の設立・運営・管理に係る各種法令に準拠した事業の提案を行うこと。

なお、応募者からの提案受領後、必要に応じて追加の資料提出を求める場合がある。

## 6 市の協力事項

---

### (1) 電力供給

市は、公共施設の電力契約を一度にまたは段階的に、地域エネルギー会社に切り替えるべく、最大限の努力を行うとともに、民間施設および市民（高圧の集合住宅等）に対する電力供給を実施できるよう必要な支援・協力を実施する。

市は地域エネルギー会社設立から継続的に電力供給を行うことに向けた調整を行う。

### (2) 電源調達

市は、地域エネルギー会社が市の廃棄物発電施設からの電力を調達できるよう必要な支援・協力を実施するとともに、市公共施設に導入された太陽光発電設備からなる余剰電力の活用について、地域エネルギー会社と調整する。

市は、地域エネルギー会社が継続的に電力調達を行うよう最大限努力する。

なお、廃棄物発電施設については、ごみ焼却施設として稼働しているため、発電量の変動によるインバランスコストの発生や、発電設備の一時停止等の事業リスクが想定される。

また、卸電力市場の価格高騰による影響を回避するため、橘処理センターは固定価格買取制度ではなくFIP（Feed in Premium）の活用等、国の動向を踏まえた検討を行う。

### (3) 容量市場への対応

市が保有する廃棄物発電施設は、容量市場への参加が可能な電源は最短で令和4年度（実需給年度は令和8年度）から入札対応していく予定である。

落札した場合は、資源エネルギー庁「容量市場にかかる既存契約見直し指針」に準じて地域エネルギー会社と既存契約に関する協議を行う。

### (4) 市域の脱炭素化に資する取組

市は、地域エネルギー会社が太陽光発電のPPAなど再エネ電源の開発や、VPP・DR（デマンドレスポンス）などエネルギーマネジメントの取組等の市の政策に即した取組みを実施するにあたって、各種調整や情報を提供する事を通じた支援を行う。

## 7 事業パートナーの公募及び選定に関する事項

---

### (1) 公募及び選定方法

事業パートナーの選定は、競争性、公平性及び透明性を確保するため、「公募型プロポーザル方式」により実施する。

### (2) 公募及び選定スケジュール

公募及び選定スケジュールは、表 9のとおりとする。なお、スケジュールに変更があった場合には、速やかに市のホームページにて公表する。

表 9 公募及び選定スケジュール

日程	予定
令和4年6月10日（金）	募集要項等の公表
令和4年6月10日（金）から 令和4年6月24日（金）	募集要項等に関する質問の受付
令和4年7月13日（水）	募集要項等に関する質問回答
令和4年7月13日（水）から 令和4年7月22日（金）	参加資格確認申請書類の受付期間
令和4年9月上旬	参加資格確認結果の通知
令和4年9月12日（月）から 令和4年11月18日（金）	提案書の受付期間
令和4年12月上旬	提案内容のプレゼンテーション評価
令和4年12月下旬	優先交渉権者と次点交渉権者の決定

## 8 応募手続き

### (1) 募集要項の公表

令和4年6月10日（金）に市ホームページで公表する。

### (2) 募集要項等への質問の受付及び質問回答

本募集要項等に関する質問の受付を以下のとおり実施する。また、質問の内容を考慮して、募集要項等の内容を変更する場合がある。なお、変更した場合は、速やかに市のホームページで公表する。

#### ア 受付期間

令和4年6月10日（金）から令和4年6月24日（金）午後5時までとする。

#### イ 受付方法

電子メール（開封確認付き）による送信のみ受け付ける。なお、電子メール送信後に電話にてメールの到着を確認すること。

#### ウ 質問書の様式

様式1-1、1-2に基づき、質問内容を記載し市の問い合わせ先に対して電子メールにて送信すること。なおメールタイトルには「地域エネルギー会社の募集要項等に関する質問（会社名）」と明記すること。

#### エ 問い合わせ先

[30dtanso@city.kawasaki.jp](mailto:30dtanso@city.kawasaki.jp)

#### オ 回答方法

令和4年7月13日（水）に全ての応募者に、電子メールにて回答する。  
なお、質問者名は公表しないものとする。

### (3) 参加資格確認申請書類の受付

応募者は、参加資格申請書類を以下のとおり提出すること。

#### ア 提出書類

様式2-1～2-6に従い、参加資格確認申請書類を作成し、提出すること。

#### イ 提出期間

令和4年7月13日（水）から令和4年7月22日（金）午後5時までとする。

ウ 提出場所  
〒210-8577 (住所) 川崎市川崎区東田町 5 番地 4  
(提出先) 環境局脱炭素戦略推進室

エ 提出方法  
郵送 (配達証明の取れるもの) または持参によること。  
また、市が追加で電子データを求める場合は、速やかに対応すること。

(4) 参加資格確認結果の通知

市は、提案書等の受付期間終了日をもって、応募者から提出された参加資格確認申請書類により資格審査を行う。

市は、資格審査を行った結果を令和4年9月9日 (金) までに書面により通知する。なお、資格審査の結果、参加資格がないと認められた応募者は、通知を受けた日から7日以内に市に対してその理由について書面により説明を求めることができる。その場合は、様式2-7を提出すること。市は説明を求めた応募者に対し、書面により回答する。

(5) 提案書の受付

資格審査を通過した応募者は、提案書を以下のとおり提出すること。

市は、提案書の作成にあたり必要な「11参考資料」に示す電子情報を参加資格確認申請書類の受付時に代表企業に配布する。(表 9参照。) また、提案書の作成については、「12提案書への記載内容」を参照すること。

なお、応募者から提出された提案書等の内容に疑義がある場合には、必要に応じて個別ヒアリングの実施や確認資料の追加提出を求める場合がある。

ア 提出書類  
様式3-1~3-15に従い、提案書等を作成し、提出すること。

イ 提出期間  
令和4年9月12日 (月) から令和4年11月18日 (金) 午後5時までとする。

ウ 提出場所  
〒210-8577 (住所) 川崎市川崎区東田町 5 番地 4  
(提出先) 環境局脱炭素戦略推進室

エ 提出方法  
郵送 (配達証明の取れるもの) または持参によること。  
また、市が追加で電子データを求める場合は、速やかに対応すること。  
持参の場合の受付時間は、開庁日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする

(6) 応募辞退に関する提出書類

応募資格の確認を受けた応募者が応募を辞退する場合は、以下のとおり応募辞退届を提出すること。

ア 提出書類  
様式2-8に従い、応募辞退届を作成し、提出すること。

イ 提出場所  
〒210-8577 (住所) 川崎市川崎区東田町 5 番地 4  
(提出先) 環境局脱炭素戦略推進室

ウ 提出方法

郵送（配達証明の取れるもの）または持参によること。

(7) 提案内容に関わるプレゼンテーションの実施

提出された提案書及びプレゼンテーションに基づき評価を行い、最も優れた提案を行った応募者を優先交渉権者として選出する。審査基準は、「川崎市地域エネルギー事業パートナー選定基準（以下選定基準という。）」による。なお、プレゼンテーションの順番は提案書提出順とする。

実施する場合の実施時期、方法等は以下のとおりとする。

ア 実施日時

令和4年12月上旬（詳細な日時・場所は追って連絡する）

イ 内容・方法等

提案書を使用し、口頭にて説明を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。1応募者当たり50分程度（うち説明20分、質疑応答30分）とする。ただし、プレゼンテーションの参加者が多数の場合、説明時間の変更を行う場合がある。プレゼンテーションの出席者は1応募者当たり6名以内とする。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況等によっては、プレゼンテーションの実施方法を非対面にするなどの措置を設ける可能性がある。

(8) 応募にあたっての留意事項

ア 募集要項等の承諾

応募者は、募集要項等に記載された内容を承諾の上、応募すること。

イ 応募に係る費用

応募に要する費用については、すべて応募者の負担とする。

ウ 提出期間後の応募書類の差替え等

提出期間後における応募書類の差替え及び再提出は認めない。

エ 提案書の取扱い

提案書の著作権は当該作成者に帰属する。提出された提案書は、優先交渉権者の選定に係る公表等以外に応募者に無断で使用しない。公表、展示、その他市が本事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、応募者に確認の上、これを使用することができるものとする。なお、提出された提案資料は返却しない。

オ 市の提供する資料の取扱い

応募者（辞退者を含む。）は、市が提供する資料を、応募にかかる検討以外の目的で使用することはできない。

カ 使用言語、単位及び時刻

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は日本円、時刻は日本標準時とする。

キ 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は無効とする。

- (ア) 応募資格のない企業等が行った応募
- (イ) 指定の日時まで指定の場所に到達しなかった提案書による応募
- (ウ) 同一の応募者による2つ以上の応募
- (エ) 応募書類に記載された応募グループの代表企業以外の者が行った応募
- (オ) 応募書類等その他一切の提出書類に虚偽の記載をした者が行った応募

- (カ) 上記に掲げるものの他、応募に関する条件に違反した応募  
ク 応募の中止

天災地変等やむを得ない理由により応募の執行ができないときは、これを延期し、または中止する場合がある。募集要項等に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。

## 9 優先交渉権者の決定

---

### (1) 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定

市は、提案内容の審査に関して、選定基準を踏まえて専門的見地から総合的に評価を行うために、学識経験者などにより構成される「民間活用推進委員会地域エネルギー会社設立に関する民間事業者選定部会」（以下、「選定部会」という。）を設置する。市は、選定部会の選定結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

### (2) 優先交渉権者等の通知・公表

優先交渉権者及び次点交渉権者決定後、速やかに、すべての応募者に対して通知する。また、審査結果等について、市ホームページに掲載し公表する。

### (3) 次点交渉権者との協議

優先交渉権者と地域エネルギー会社の設立に向けた協議が成立しなかった場合は、市は次点交渉権者と設立に向けた協議をすることができるものとする。

### (4) 優先交渉権者を選定しない場合

公募、評価及び事業者の選定において、最終的に応募者がいない場合、またはいずれの応募者の提案も、選定基準の1- (4) に示す選定要件を満たさない等の理由により優先交渉権者を選定せず、本募集を取り消す場合がある。募集を取り消す場合には、この旨を速やかに市ホームページに掲載し、公表する。

## 10 応募手続きに関する問い合わせ先

---

担 当：川崎市環境局脱炭素戦略推進室  
住 所：〒210-8577 川崎市川崎区東田町5番地4  
電 話：044-200-2508  
F A X：044-200-3921  
電子メール：[30dtanso@city.kawasaki.jp](mailto:30dtanso@city.kawasaki.jp)

## 11 参考資料

---

市は、募集要項等の参考資料として次の情報を電子データにより応募者のうち、代表企業に対して配布を行う。なお、配布は参加資格確認申請書の受付時に配布す

る。

- ・参考資料1\_電力小売予定先施設の電力需要に関する情報
- ・参考資料2-1\_廃棄物発電施設の電力売電情報
- ・参考資料2-2\_電力供給を予定する廃棄物発電施設における電力売電実績

なお、過年度報告書や事業方針に記載されている各種データは参考数値であり、算定に使用する数値は参考資料1～2-2等を参照すること。

また、提案に当たっては次に示す情報を参照の上検討すること。

- ・川崎市地球温暖化対策推進基本計画
- ・市域の再生可能エネルギー等利用拡大に向けた廃棄物発電有効活用計画

## 12 提案書への記載内容

応募者は、少なくとも以下の記載内容を明らかにして、提案書を作成すること。また、「川崎市地域エネルギー会社事業パートナー選定基準」に記載されている「表4 事業効果算出式」<sup>4</sup>についても作成すること。

表 10 提案書への記載内容

No.	審査項目	記載内容
1	実施方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業実施にあたっての基本方針<ul style="list-style-type: none"><li>✓ [川崎市地球温暖化対策推進基本計画]と本事業の位置づけ</li><li>✓ 経営方針</li></ul></li><li>・ 資本金等の調達方針及び調達条件<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 調達先</li><li>✓ 出資割合の記載</li><li>✓ 出資時期</li><li>✓ 応募企業の企業情報</li></ul></li><li>・ 借入金等の調達方針及び調達条件<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 借入先<sup>5</sup></li><li>✓ 金額</li><li>✓ 借入期間</li></ul></li><li>・ 地域エネルギー会社設立～電力供給開始までのスケジュール</li></ul>
2	電力調達計画	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 電源構成の基本方針<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 廃棄物発電の有効活用の方針</li><li>✓ 電源構成の考え方や電力調達プロセス</li><li>✓ JEPXの市場価格高騰などのリスクへの対応</li><li>✓ (活用する場合) 非化石証書等の活用有無</li></ul></li><li>・ 再生可能エネルギー等の電源調達計画</li></ul>

<sup>4</sup> 「様式集3-12～3-15\_事業収支・事業効果等の計算書類一式」を参照すること。

<sup>5</sup> 本事業に出資及び融資する地元金融機関も市が別途選定する予定であるため、借入先については地元金融機関を想定すること。

No.	審査項目	記載内容
		<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 市の再エネ導入目標に沿った電力調達計画</li> <li>✓ 市内外の調達予定電源</li> <li>・ 再生可能エネルギー等の電源開発計画</li> <li>✓ 太陽光発電のPPAモデルの取組</li> <li>✓ 市内事業者との連携の期待</li> </ul>
3	電力供給計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電力供給の基本方針 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 電気料金水準、利益の活用方法</li> <li>✓ 民間を含む想定供給先</li> <li>✓ 目標販売/供給量</li> <li>✓ 容量抛出金の負担軽減策など、市場/制度変化への対策</li> </ul> </li> <li>・ 電力供給の手法 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 供給スキーム（自己託送/電力小売等）</li> </ul> </li> <li>・ 電力供給先の供給計画 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 供給スキーム/（電力小売/取次・代理モデル等）</li> <li>✓ 民間事業者/市民等の供給計画</li> </ul> </li> </ul>
4	エネルギーマネジメント実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ エネルギーマネジメントの実施に向けた基本方針 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 市のエネルギー施策の方針に沿った基本方針</li> </ul> </li> <li>・ 具体的な取り組み <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ DR等の具体的な取り組み</li> <li>✓ 実施計画や参画する事業者</li> <li>✓ 期待される効果</li> </ul> </li> </ul>
5	収支計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収支計画の試算 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ PL、BS、CF計算書に基づく収支計画の提示</li> <li>✓ 資本金額<sup>6</sup>の設定及びその理由、事業者間での分担</li> <li>✓ 公共施設のエネルギーコスト削減効果</li> </ul> </li> <li>・ 小売価格・調達価格等の設定方針 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 価格設定の考え方、プロセス</li> <li>✓ 価格設定の妥当性を確認する継続的なモニタリング手法</li> </ul> </li> </ul>
6	組織管理計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組織管理の基本方針 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 役割分担の考え方（コンソーシアムの場合）</li> <li>✓ 地域と密着する体制</li> </ul> </li> <li>・ 事業実施体制及び事業パートナーの役割分担 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 各社の役割分担（コンソーシアムの場合）</li> <li>✓ ガバナンス体制（市との連携方法）</li> <li>✓ 役員構成</li> <li>✓ 本店の設置場所</li> </ul> </li> <li>・ 需給管理・調整業務の実施方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 運用体制</li> </ul> </li> </ul>

<sup>6</sup> 資本金額については5. (4)を参照すること。

No.	審査項目	記載内容
		<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 過去実績</li> <li>✓ 実施方法</li> </ul>
7	リスク管理計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業におけるリスクの想定及びその対応策、利害関係者間でのリスク分担 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 想定されるリスクの列挙（収支変動リスク、市場変動リスク、電力システム改革、その他リスク）及び対応策</li> <li>✓ 利害関係者間のリスク分担の考え方</li> </ul> </li> <li>・ 緊急時に事業を確実に継続できる体制や仕組みへの工夫 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 災害時の緊急体制（市との連絡体制について）</li> <li>✓ 事業パートナーの倒産、会社の清算</li> <li>✓ 災害時の電力の安定供給に資する取組</li> </ul> </li> </ul>
8	事業者独自の提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ パートナー事業者が独自に行う取り組み <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 地域エネルギープラットフォームの機能を強化する取り組みの提案</li> <li>✓ 市民を巻き込むような取り組みの提案</li> </ul> </li> </ul>